

除排雪体制及び契約に関する経緯（変遷）

年度	除雪延長 (Km)	幹線・補助幹線等	工区等	備考
昭和56年度	877.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な幹線は直営 		<ul style="list-style-type: none"> ・ タコメーターを義務付け
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪と排雪は別を実施 ・ 単価契約 ・ 市の指令で作業 		
平成元年度	976.4		<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック代表制導入 ・ 6ブロック設置 	
平成3年度	996.8		<ul style="list-style-type: none"> ・ 10ブロックに増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保証の導入 (当初契約額の30%)
平成8年度	1,072.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の自主判断で作業 		
平成13年度	1,128.6		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面委託工区に移行し、事業者の自主判断で作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シーズン契約導入
平成15年度	1,162.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直営路線を廃止し、すべてを民間委託に 		
平成17年度	1,305.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区パトロール班を4班から7班に増加 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 浪岡町と合併 ・ 雪に関する市民相談窓口設置 ・ 豪雪(災害)対策本部体制導入
平成18年度	1,319.2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雪量測定方法の変更に伴い、シーズン契約の基準値を500~700cmから400~600cmに変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雪災害対策本部設置基準の積雪を150cmと規定
平成23年度	1,352.1		<ul style="list-style-type: none"> ・ Hブロック、Iブロックで共同企業体（JV方式）を導入 	
平成24年度	1,356.3		<ul style="list-style-type: none"> ・ シーズン契約の基準値を500cmに変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保証を当初契約額の30%から40%へ変更
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての作業を市の指令制 		
平成25年度	1,359.1		<ul style="list-style-type: none"> ・ Hブロック、Iブロックで共同企業体（JV方式）を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除排雪対策本部長を都市整備部長から副市長へ変更
平成28年度	1,363.1			<ul style="list-style-type: none"> ・ GPS除排雪車両運行管理システム導入
令和4年度	1,369.0			<ul style="list-style-type: none"> ・ GPS除排雪車両運行管理システム廃止
令和6年度	1,371.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区パトロール班を7班から8班に増加 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市除排雪業務総合管理システム本格導入
令和7年度	1,371.4		<ul style="list-style-type: none"> ・ シーズン契約の基準値を500cmから400cmに変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中降雪等警戒体制及び雪害対応体制の導入 ・ 除排雪対策本部長を副市長から市長へ変更

全面委託工区の契約（シーズン契約）金額の積算について

契約金額は、1 kmあたりの除雪及び排雪作業にかかる単価に除排雪延長と除排雪回数を乗じて、人力除雪を加えた額に、国が定める諸経費率を加えて算出した合計額となっている。

○除雪については、積算にあたり標準的な除雪回数を基本とするため、直近 10 年間の降雪データを基に見直しを行っている。

令和 7 年度については、平成 27 年度から令和 6 年度の降雪データ（累計降雪量平均 525 cm）より、生活道路の除排雪出動基準である 15 cm の降雪日数と、1 日当たり 15 cm 未満の降雪であっても 2 日間にわたる降雪量の合計が 15 cm を超え、且つ 2 日とも真冬日だった場合を 1 日とカウントした日数の合計 12.5 回を基準累計降雪量 400 cm に案分した 9.5 回を基本の除雪回数とし、過去の実績により、工区毎に除雪回数を増減し設定している。

積算にあたっては、一般的に使用されるショベル 2.1 m³ を基本とし、1 km 当たりの作業時間（1 往復）を設定し、直近の青森県「土木工事標準積算基準」及び「設計単価表」により積算した 1 km 当たりのショベル単価に、工区内延長（km）をかけて、除雪 1 回当たりの金額を算定している。

除雪作業金額は、除雪 1 回当たり金額と除雪回数との積に人力除雪を加えて算出している。

【除雪作業】

1) 使用機械 ショベル 2.1 m³（バケット幅約 2.5 m）

2) 作業時間 1 km 当たりの作業時間 1.25 hr
（除雪作業 1 往復：1 hr 当たり 800 m）※実績値

除雪回数 1 シーズン 9.5 回

3) 積算 除雪金額 = 1 km 当たりのショベル単価 × 除雪延長 × (9.5 回 × 補正率) + 人力除雪
補正率：工区毎に除雪出動実績見合いの補正率を設定し、除雪回数を増減

○排雪については、排雪回数を各工区の除雪回数と同じとし、毎回ダンプ付きとする。

積算にあたっては、使用機械をショベル 2.1 m³：1 台、10 t ダンプ：5 台の組み合わせとし、雪捨て場までの距離等を勘案し、工区毎の雪盛り処理時間を算定したのち、直近の青森県「土木工事標準積算基準」及び「設計単価表」より積算したショベル単価、ダンプ単価から、1 回当たりの排雪金額を算定している。

排雪作業金額は、排雪 1 回当たりの金額と排雪回数（除雪回数）との積となっている。

【排雪作業】（交差点に盛った雪処理）

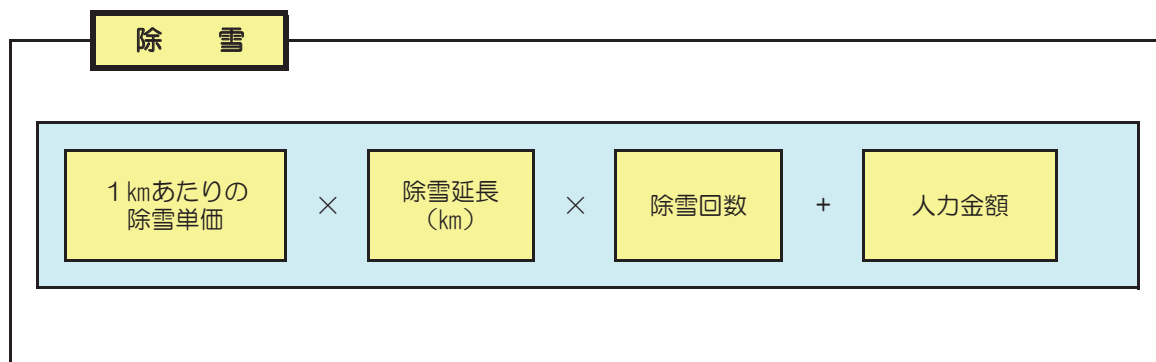
1) 使用機械 排雪 1 回につき ショベル 2.1 m³：1 台 10 トンダンプ：5 台 誘導員：4 人

2) 排雪回数 除雪回数と同じ（毎回ダンプつき除雪）

3) 積算 排雪金額 = ショベル単価 × 1 km 当たり雪盛り処理時間 × 延長（除雪） × 排雪回数
+ ダンプ単価 × 5 台 × 1 km 当たり雪盛り処理時間 × 延長（除雪） × 排雪回数
+ 誘導員単価 × 4 人 × 1 km 当たり雪盛り処理時間 × 延長（除雪） × 排雪回数

契約金額は、これまでの実績を加味していることにより、工区毎の積雪状況や道路状況に応じた積算となっている。

令和7年度 全面委託工区の契約（シーズン契約）金額の積算について



+

